

令和6年度

スポーツまちづくり事業費補助金

公募要領

募集期間	令和6年4月1日（月）～5月31日（金）
問合せ先	静岡県スポーツ・文化観光部 スポーツ局 スポーツ政策課 TEL：054-221-2504 E-mail：sports-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp

1 事業の趣旨

静岡県では、地域のスポーツ資源を活用して様々な地域課題を解決するため、スポーツを核とした先進的なまちづくりを行う市町に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。

2 公募の内容

(1) 補助対象事業

県内において、市町が実施するスポーツを核とした先進的なまちづくりを行う事業

<対象となる取組例>

- ・民間企業と連携したスポーツ関連の事業
- ・スポーツと環境保全や健康づくり、デジタル等を融合した事業
- ・観光や医療などと結びつき、スポーツの総合産業化に寄与する事業

<対象外となる取組例>

- ・国や自治体、民間の補助金等を活用する事業
- ・既存事業
- ・スポーツによるまちづくりと直接の関わりがない事業（目的外の機器等の整備等）

(2) 補助対象者

- ・県内市町（政令市を除く）

(3) 補助対象経費

- ・スポーツまちづくり事業に要する経費（ただし、人件費は対象外とする）

【経費全般に関する留意事項】

- ・当該事業の実施のためだけに使用するものを補助対象とすること。
- ・対象となる経費は、発注（契約）から支払までが補助対象期間内にあるものに限ること。
- ・支払をしたことがわかる証拠書類が保管されているもののみを補助対象とすること。
- ・支払は、現金、振込及び口座振替のみ認め、手形、小切手、相殺払等は認めないこと。口座振替のうちクレジットカードでの支払については、カード名義が補助事業者と同一である場合のみ対象とすること。
- ・消費税込み3万円以上同10万円以下の場合は1社、同10万円超の場合は2社以上の見積書を徴収すること。ただし、中古品の場合は、金額にかかわらず同等品について2社以上の見積書を徴収すること。
- ・消費税込み30万円以上同150万円未満の場合は請書を徴収し、同150万円以上の場合には契約書を締結すること。ただし、委託の場合は金額にかかわらず契約書を締結すること。
- ・消費税は補助対象としないので、交付申請等に当たっては消費税抜きの金額を用いること。公共交通機関の運賃のように内税表示の場合は、表示額に100/110等適正な率を掛けて1円未満を切り捨てた金額とすること。
- ・振込手数料、代引手数料等は補助対象としないこと。
- ・補助事業以外の書類と区分し、見積書、契約書（請書）、納品書、請求書、領収書といった順に、取引の流れに添って保管すること。
- ・その他、経費に関する不明点がある場合は、スポーツ政策課に問い合わせること。

- (4) 補助対象期間
補助金の交付決定の日から令和7年3月31日まで

- (5) 補助率及び補助限度額

補 助 率	補助上限額
1 / 2 以内	4, 5 0 0, 0 0 0 円

3 応募手続き

- (1) 応募期間 令和6年4月1日(木)から令和6年5月31日(金)まで
- (2) 受付時間 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時まで
- (3) 申込方法 上記期間に必要な書類(「下記(5)必要書類と必要部数」参照)を以下の方法により提出。
・持参または郵送
・電子メール
- (4) 提出先 〒420-8601
静岡県葵区追手町9番6号
静岡県スポーツ・文化観光部 スポーツ局 スポーツ政策課(企画班)
(電子メール) sports-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp
- (5) 必要書類と必要部数
ア 応募申込書(別紙様式1-1) … 1部
イ 事業計画書(別紙様式1-2) … 1部
ウ 収支予算書(別紙様式2) … 1部
- (6) 様式等の入手先
下記からダウンロードしてください。
<https://www.pref.shizuoka.jp/kankosports/sports/1062535/1062537.html>
(静岡県スポーツ政策課ホームページ)

4 審査方法・基準

- (1) 審査方法
ア 県が設置する審査委員会において、事業計画等に基づき審査を行う。必要に応じてヒアリング及び現地調査を実施するほか、追加資料の提出を求めることがある。
イ 審査委員会の審査結果を踏まえて、県が補助事業者を採択する。
ウ 採択結果は、応募申込者全員に通知する。

(2) 審査基準

以下の基準に基づき審査する。

区 分		内 容
要件審査		<ul style="list-style-type: none">・市町がこれまでに行ったことがない新しい事業であるか。・国や県、民間等による補助事業又は委託事業と内容が重複していないか。
事業 有効性 審査	事業の 実行力	<ul style="list-style-type: none">・計画に沿って事業を進められる組織体制となっているか。・事業を実施できる資源や基盤などが整っているか。
	計画の 実現性	<ul style="list-style-type: none">・事業計画書に事業概要や成果目標などが明確に示されているか。・成果目標を達成できる根拠に説得力があるか。
	事業の 先進性	<ul style="list-style-type: none">・他の事業等と差別化できるものとなっているか。・発想や手法などに先駆性や革新性が見られるか。
	事業の 将来性	<ul style="list-style-type: none">・将来的に事業への期待ができるなど発展の可能性はあるか。・周囲に横展開を及ぼすような影響力が認められるか。・本補助終了後の持続的な事業実施体制が確保されているか。
	経費の 妥当性	<ul style="list-style-type: none">・事業内容に整合する経費が計上されているか。・各経費の積算が合理的で適切なものとなっているか。

(3) 採択基準

- ・審査基準の要件審査に適合しないものは採択しない。
- ・審査基準の事業有効性審査については、委員による審査委員会において、5つの項目ごとに10点満点（事業の先進性の項目のみ20点満点）の評価による採点を行い、各委員の採点の平均値が合計60点満点中30点以上の申請者を採択する。ただし、30点以上のものの補助額の合計が予算の範囲を越える場合は、点数の高いものから順に採択する。同点のものが複数ある場合の取扱いについては、別途定めることとする。

(4) 採択予定件数

3件程度

5 事業採択後の補助金交付申請

事業を採択された市町は、採択通知後に補助事業に係る正式な交付申請手続きが必要となる。

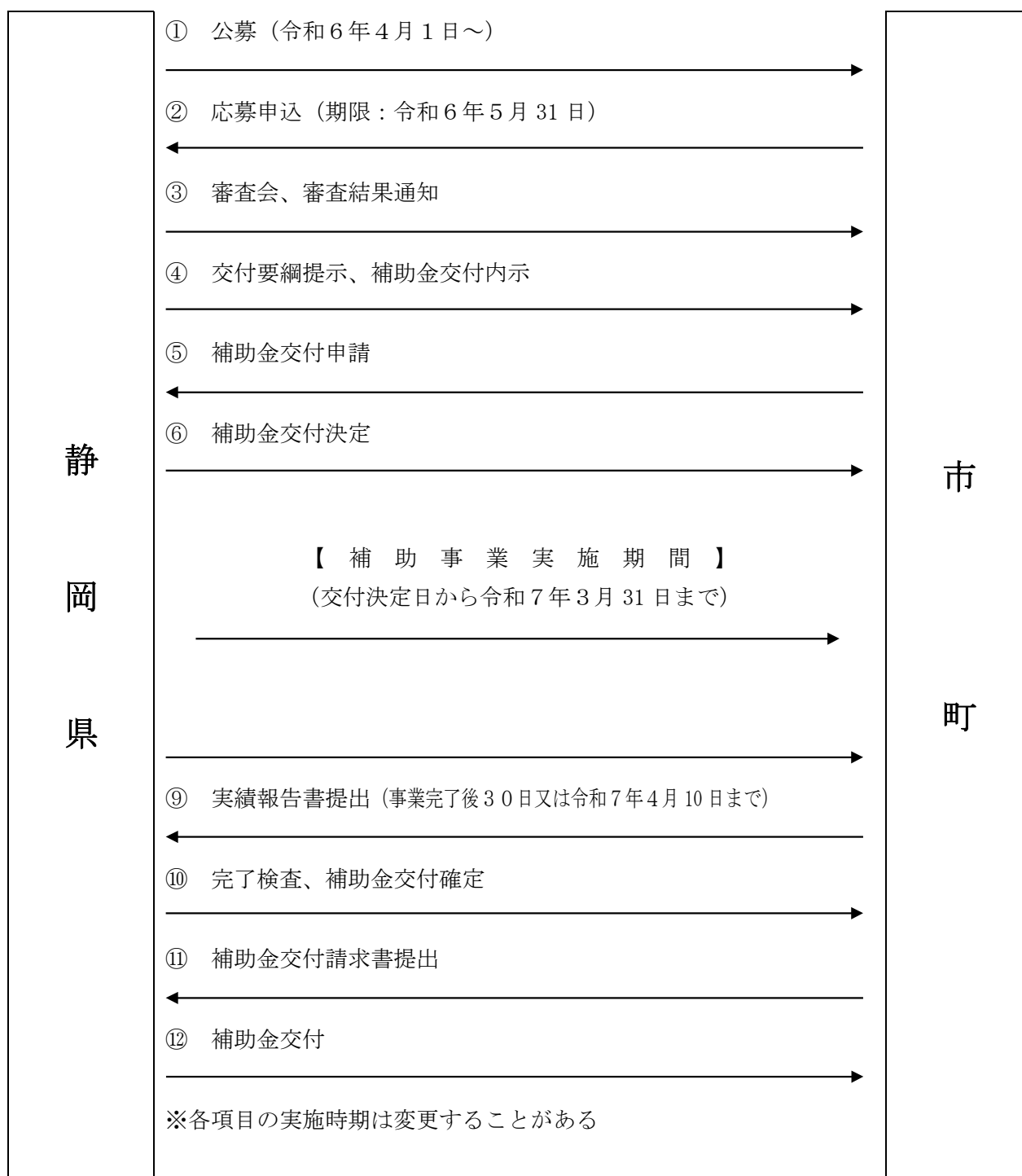
交付申請にあたっては、「スポーツまちづくり事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の内容を必ず確認すること。

6 その他の留意事項

- (1) 応募に係る費用は全て市町の負担とする。
- (2) 提出書類は審査のみに使用し非公開とする。なお、提出書類は返却しない。
- (3) 書類提出後の記載内容の変更は、原則として認めない。（県からの指摘による場合は除く。）
- (4) 応募状況、審査結果等に関する問い合わせには応じない。

- (5) 同一又は類似の内容で他の公的な助成金又は補助金を受けているもの又は採用が決定しているものは補助対象経費から除く。
- (6) 補助対象となる経費は、この事業の対象として明確に区分できるものであり、また、その必要性及び金額の妥当性が証拠書類によって明確に確認できるもの。
- (7) 事業計画に記載した経費で交付の決定を受けたものであっても、その後の完了検査で県が対象外と判断したものについては、自己資金で対応すること。
- (8) 補助事業の完了の日までに、事業経費の支払いが全て完了すること。
- (9) 採択時や事業終了時等に採択事業者の名称、事業計画の名称及び概要、事業の実績等について、県のホームページ等で公表することがある。また、事業内容及び成果について、県が作成する各種発行物等への記事掲載や行事の場での展示、会議等における報告等に協力を依頼する場合がある。
- (10) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、知事が別に定める期間）内において、知事の承認を受けず、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。また、知事の承認を受けてこれらの財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (11) 事業実施に伴う成果物や経理書類等は、事業終了後5年間保存すること。
- (12) 補助事業期間中及び補助事業終了後に行われる検査等により不適切な事項が判明した場合は、補助金の交付の決定や交付がなされたものであっても、交付の決定が取り消されたり、あるいは交付された補助金の全部又は一部の返還請求を受けたりすることがある。
- (13) 事業実施にあたっては、公募要領及び交付要綱の内容を遵守すること。公募要領及び交付要綱に定めのないことで、不測の事態が生じた場合は、県と補助対象者が誠実に協議したうえで決定する。

7 スケジュール



8 問い合わせ先

- 静岡県スポーツ・文化観光部 スポーツ局 スポーツ政策課
電 話 054-221-2504
F A X 054-221-2980
E-mail sports-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp